

資料3

海域におけるOECMについて

生物多様性条約 愛知目標

愛知目標

- 2010年10月、愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）」において、以後10年間の生物多様性保全に関する国際的な目標である「愛知目標」が採択された。
- 愛知目標は、計20の個別目標からなる。

■ 目標11

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

→エリアベースの保全について生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）の抽出や、沖合海底自然環境保全地域制度の創設等を実施。

日本の海洋保護区制度 (2021年8月時点)

我が国における海洋保護区
13.3% (59.4km²)

※我が国における海洋保護区の定義 (海洋生物多様性保全戦略 (2011年3月策定) より)

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

①自然景観の保護等

自然公園 (自然公園法) : 優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図る

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域 (自然環境保全法) : 保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法) : 鳥獣の保護

③水産動植物の保護培養等

保護水面 (水産資源保護法) : 水産動植物の保護培養

沿岸水産資源開発区域、指定海域 (海洋水産資源開発促進法)

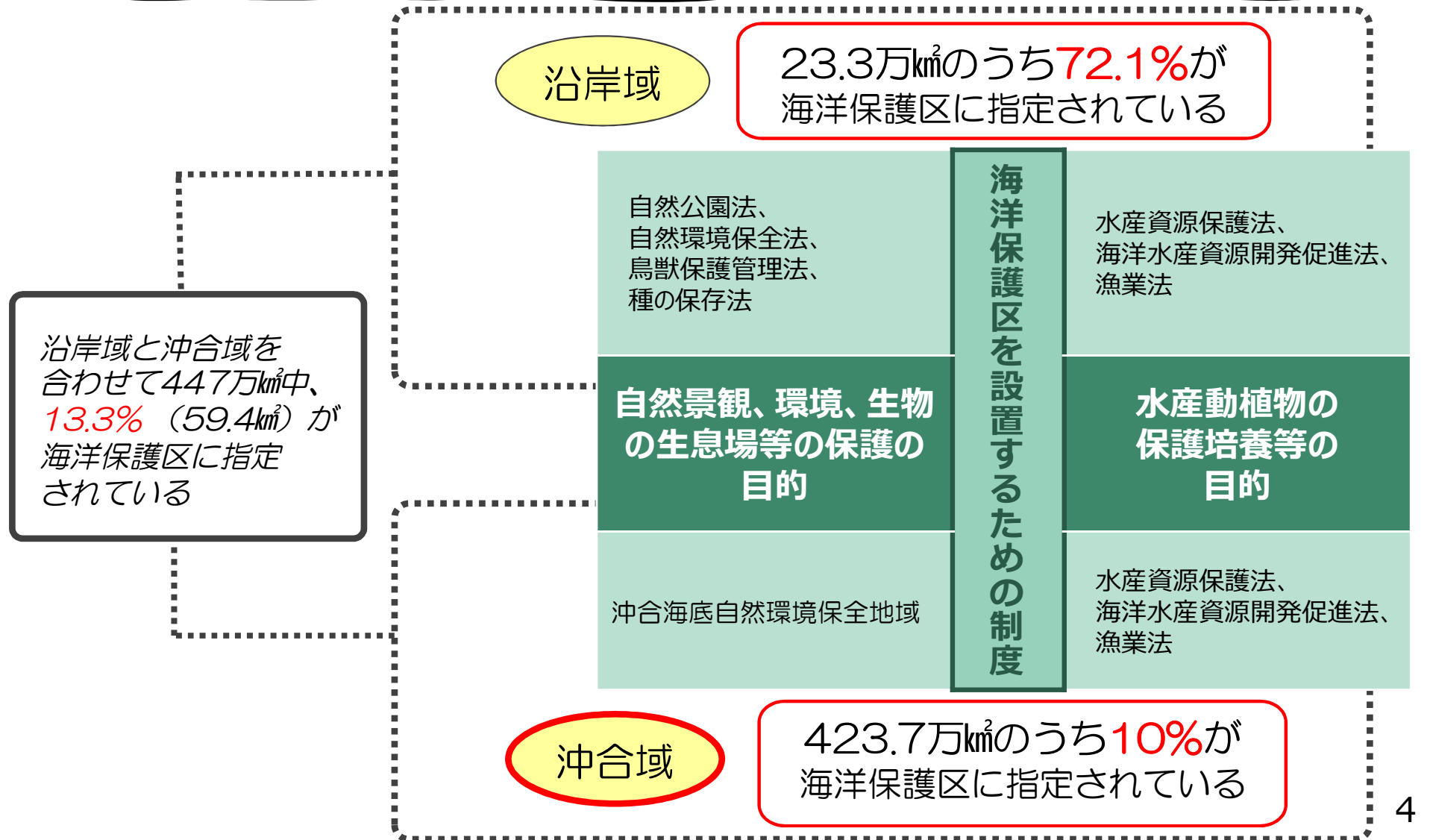
水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進

共同漁業権区域 (漁業法)

漁業生産力の発展 (水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等) 等

沖合域：我が国の内水及び領海の水深200メートル超の場所、排他的経済水域
沿岸域：我が国の領海かつ水深200m以浅の場所
（「生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）」の定義）

海洋保護区制度



海域におけるOECEM 検討の背景

- 生物多様性条約第15回締約国会議（CBD・COP15）では、世界全体で2030年までの陸域30%及び**海域30%の目標**が提案される予定
- 本年のG7サミットで採択された「G7 2030年自然協約」では、世界及びG7各国レベルで「2030年までに、陸地及び**海洋の少なくとも30%を保全又は保護すること（30by30）**」が盛り込まれている
- 現時点でわが国の海域の保護地域は13%程度、30by30達成には**新たに約17%程度の保全又は保護が必要**



OECEMの活用が重要

生物多様性の観点から重要度の高い海域 (重要海域)

- 生物多様性条約COP9（2008年）にて、各締約国及びCBD事務局が科学技術的作業として、「生態学的・生物学的に重要な海域（Ecologically or Biologically Significant marine Areas: EBSA）」を選定することを位置づけ、科学的なEBSA選定基準を提示。
- EBSAは管理の優先付けの支援を目的とし、締約国等が必要な保全管理措置を講じることが期待される。

我が国における目的

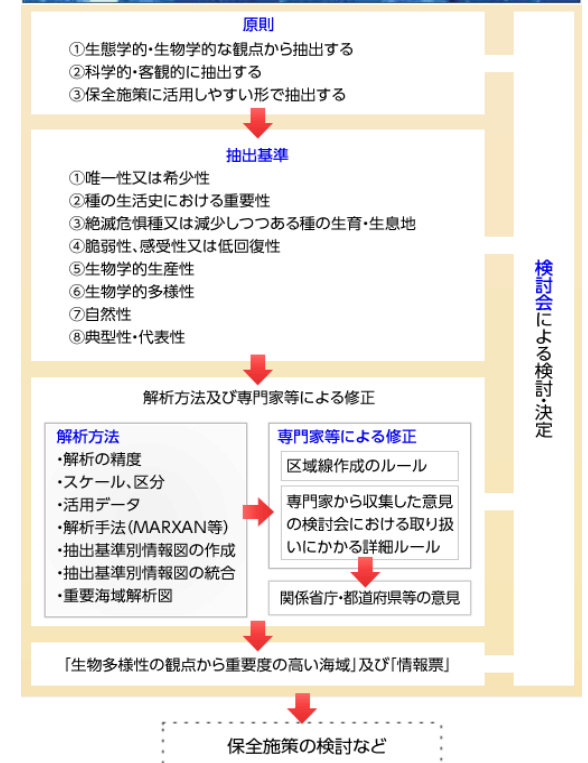
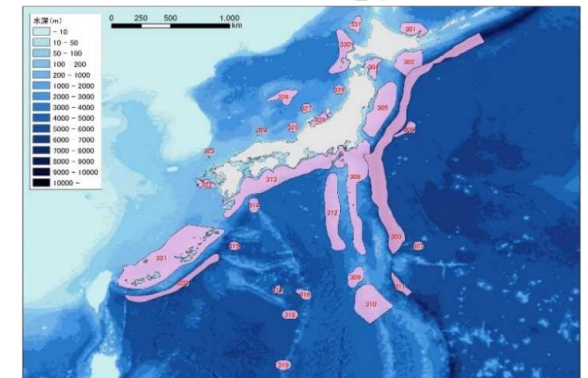
我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に明らかにし、各種施策の推進のための基礎資料とする。

抽出の手順

- 専門家5名からなる検討会を設置（2011～2013年度）
- EBSA基準等を参照し、抽出のための原則や基準を定め、科学的なデータ解析や専門家等の意見を踏まえて抽出

結果

生物多様性の観点から重要度の高い海域として、沿岸域・沖合表層域・沖合海底域で、321海域（うち沖合海底域は31海域）を抽出し、関係省庁等との調整の上、2016年4月に公表



海域におけるOECEM 検討方針

- 重要海域等の知見を参考に、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域等をOECEMとして整理することが望ましい
- 海域におけるOECEM には、モニタリングとその評価結果を反映する順応的管理の仕組みがあることが望ましい

海域におけるOECEM検討 の進め方

令和3年度から、次のとおり、海域におけるOECEMの検討を関係省庁と連携しながら本格的に開始

- 水産庁において検討されている持続的な漁業と生物多様性保全の両立の観点からのOECEMの設定についての検討結果も参考
- 専門家を交えた勉強会（陸域における勉強会とは異なる専門家で構成）も行う



令和3年度の検討会において、海域におけるOECEMの定義や考え方、今後の検討の方向性についてとりまとめる予定

（次期の生物多様性国家戦略（閣議決定）に2030年までの30%目標を記載するとともに、上述の定義や考え方を明記することを目指す）

海域におけるOECM検討のポイント

基準A：保護地域として未指定

- OECM候補海域と既存の海洋保護区との関係性についてどのように整理するか

基準B：統治・管理の存在（地理的に画定された空間、正当な管理当局、管理されている）

- 海域利用の監視・観察、調査はどのように実施するのか
- 海の立体性の観点から整理が必要

基準C：域内保全への継続的かつ効果的な貢献

（有効性、長期継続性、生物多様性の域内保全、情報とモニタリング）

- OECM候補海域と重要海域の関係性をどのように整理するか
- 海域を利用する生物等の保全の観点も必要

基準D：付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

- 漁業を含む海域利用とOECMの関係性をどう整理するか

ご意見いただきたい事項

海域におけるOECEMの検討を進めるにあたり、

懸念点、考慮すべき事項、進め方について

ご意見などをいただきたい。